

引き上げ分の地方消費税収が充てられる社会保障４経費その他の
社会保障施策に要する経費（一般会計）

（単位 千円）

項 目 名		経 費	財源内訳			
			特定財源		一般財源	
			国支出金	その他	（うち引き上げ分の地方消費税充当分）	
社会福祉	障害者福祉	11,632,786	262,916	140,807	11,229,063	
	高齢者福祉	3,692,527	614,410	1,099,594	1,978,523	(1,040,817)
	児童福祉	18,651,627	1,984,393	554,034	16,113,200	(5,697,210)
	母子福祉	146,932	107,519	4,362	35,051	
	生活保護	5,318,603	3,832,311		1,486,292	
	小計	39,442,475	6,801,549	1,798,797	30,842,129	(6,738,027)
社会保険	介護保険	19,252,490			19,252,490	(3,604,024)
	国民健康保険	11,829,117			11,829,117	(1,037,084)
	後期高齢者医療	22,776,392	85,000	99,274	22,592,118	(4,552,632)
	小計	53,857,999	85,000	99,274	53,673,725	(9,193,740)
保健衛生	医療	10,038,953	3,298,224		6,740,729	
	病院	8,699,593		986,651	7,712,942	
	疾病予防対策	419,496	178,276	1,065	240,155	
	医療提供体制確保	2,764,500	844,748	828,707	1,091,045	(281,233)
	小計	21,922,542	4,321,248	1,816,423	15,784,871	(281,233)
合 計		115,223,016	11,207,797	3,714,494	100,300,725	(16,213,000)

（注）「社会福祉」とは「生計の困難な者や心身に障害のある者に対して必要な援助を行う等国民の生存権を確保することによって、国民生活の内容を豊かならしめること」を意味し、具体的には、生活保護・児童福祉・母子福祉・高齢者福祉・障害者福祉（身体障害者福祉・知的障害者福祉・精神障害者福祉）である。

「社会保険」とは、「保険的方法によって行う社会保障を行う制度の総称」であるが、法令に基づき実施される「強制保険」的な制度を意味し、具体的には、国民健康保険・介護保険・年金などである。

「保健衛生」とは、「国民の健康を保つための施策」を意味し、具体的には、医療に係る施策・感染症その他の疾病の予防対策・健康増進対策などである。

また、項目の「引き上げ分の地方消費税」は、厚生労働省が示している「社会保障の充実」及び「消費税率引上げに伴う社会保障４経費の増」に要する経費に優先して充当したうえで、一般財源の増加額（平成25年度比）に応じてあん分して充当している。